

## 「大久保マイックル」定期利用申込兼契約書

### 第1条 利用目的

毎週同じ曜日の決まった時間にスタジオを利用することを目的とする。

### 第2条 利用の種類

〔定期利用〕は毎週同じ曜日の決まった時間に月4日以上利用し、定期利用契約を結ぶことにより一般利用のお客様より優先的に長期の日程を確保できます。(同じ曜日や時間でも隔週の利用、月4回以上でも時間が異なる場合などは一般利用となります。)

〔一般(都度)利用〕はその都度、予約申込みが必要です。

### 第3条 定期利用の利用日及び時間

- (1) 利用可能時間 7:00～23:00 (年中無休)
- (2) 利用時間 1時間以上1時間単位 (利用時間には準備、後片付けの時間も含まれます)
- (3) 無断での時間前入室、延長使用はできません。

### 第4条 利用料金の支払い

別紙に定める通りの金額を当方の指定する銀行口座へ振り込むこと。

### 第5条 利用制限

(1) カルチャー教室、グループレッスン、ワークショップ、演劇練習など幅広くご利用いただけます。ただし、いずれの利用もお申込み時に申告していただいた内容に限ります。

(2) 以下に掲げる利用はお断りします。

- ① 医療、治療行為、政治、宗教、思想団体等のデモンストレーション勧誘行為
- ② 大音量や振動の生じる楽器や電子機材の持ち込み
- ③ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ④ 「大久保マイックル」主催と誤認が予想されるもの
- ⑤ 入室定員15名(着席定員12名)を超えての利用

### 第6条 免責事項と賠償責任

(1) スタジオ内での事故や盗難、紛失等について大久保マイックルでは一切の責任を負いかねます。

(2) 施設利用に際し利用者(関係業者、来場者等含む)に起因する損害については全て利用者に賠償していただきます。また、備品の配置の変更は自由ですが、利用後は全て利用前の状態にお戻しくください。

(3) スタジオ利用中に停電、断水、設備の故障などが原因で正常な利用ができなかった場合でも、当日利用料金の返却をもってその補償とし、それ以上の賠償責任は負わないものとします。

(4) より安全かつ公正にスタジオをご利用いただくため、スタジオ内に遠隔監視カメラを設置しています。監視映像は原則開示提供を行いませんが、法律に基づく手続きを経て関係当局に提供する場合がありますのであらかじめご了承ください。

(5) スタジオ内に音響設備は用意していますが、ご持参されたメディアのメディア側の不都合、相性等により再生できない場合でもスタジオ代の返金対象にはなりません。

- (6) 設備、備品の破損をした場合は速やかにお申し出てください。場合によっては弁償金を請求させていただくことがございます。
- (7) 第 5 条 (2) に掲げる迷惑行為によって損害が発生した場合には損害賠償を請求するものとします。

#### 第 7 条 契約の解除

- (1) 第 4 条の利用料金の入金期日までにない場合、催告なしに直ちに解除する。
- (2) 第 5 条について申し込み時に申告した内容が虚偽であることが判明した場合、無断で変更した場合には解除する。また利用料金の受領後でも返金等はいたしません。
- (3) 定期利用を中止したい場合は最終利用月の前月 15 日までに連絡してください。
- (4) 利用中止の申込みが無い場合は自動更新とします。

#### 第 8 条 その他

- (1) スタジオでの講座、クラスの案内状、ポスター、チラシ、ホームページ等の作成に当たっては、別紙の広告規定に従って作成してください。
- (2) スタジオ内に持ち込まれたものはゴミを含めてすべてお持ち帰りください。
- (3) ご利用後は軽くモップがけをして、照明、空調の電源を消して退出してください。
- (4) スタジオには駐車場、駐輪場はありません。
- (5) 大久保マイックルではスタジオを快適にご利用いただけるように努めますが、本規約で定めのない事項や、問題が発生した場合は、利用者及びスタジオの両者が誠意を持って協議し、解決するものとする。

以上を確認し申込利用者（甲）と大久保マイックル（乙）とは「定期利用契約」を締結します

平成 年 月 日

申込利用者（甲） \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

契約期間 平成 年 月から平成 年 月までの（3ヶ月間、6ヶ月間）  
（甲から利用中止の申込みが無い場合は自動更新とする）

利用時間 毎週 曜日（ 時：00～ 時：00の 時間）  
祝日休日と重なる場合は利用（する、しない）  
第 5 週は利用（する、しない）

利用目的 （ \_\_\_\_\_ ）

乙 大久保マイックル  
住所 東京都新宿区百人町 1-19-23  
サンクレール大久保 B 1 F  
電話 03-5937-2345

「大久保マイックル」定期利用契約 別紙

利用料金の支払いについて

(1) 定期利用料金の振込先

西部信用金庫 北新宿支店 普通\_\_\_\_\_ 名義\_\_\_\_\_

(2) 利用料金をまとめて前払いすることにより次の割引を適応する。

- ① 1ヶ月ごとに前月末までに全額前払い(割引なし)
  - ② 3ヶ月ごとに更新前月末までに全額前払い(5%割引)
  - ③ 6ヶ月ごとに更新前月末までに全額前払い(10%割引)
- \* お支払い期限に遅れた場合は割引の適用をいたしません。

1日の利用料 \* 1ヶ月の利用回数 = 1ヶ月の基本利用料

\_\_\_\_\_ \* \_\_\_\_\_ = \_\_\_\_\_

講座に関する宣伝、広告物(チラシ、ホームページ等)作成について

- (1) レッスンや講座の主催者(団体)を明記し、主催者名(団体)の前に「主催」という文字を加えてください。

例 ○マイックル演劇教室 主催:○○劇団

×マイックル演劇教室 ←講座名だけの表記はご使用できません

- (2) 主催者(団体)の責任者、問い合わせ先を明記してください。  
(3) 大久保マイックルの電話番号は掲載しないでください。  
(4) 会場説明については「会場」または「場所」という文字を加えてください。当スタジオホームページ等からの写真、地図の転載はご相談ください。

例 ○手品ワークショップ 会場:大久保マイックル

×手品ワークショップ IN 大久保マイックル

×\*月\*日は大久保マイックルに集合! ←主催者と誤認されやすく使用できません

- (5) 広告内容のお問い合わせクレーム等については一切の責任は広告主が負うものとします。